

問題 1. 外為法第 1 条では、「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。下線部分は正しい。

問題 2. 輸出貿易管理令は、経済産業省令である。

問題 3. 外為法第 48 条第 1 項の「輸出をしようとする者」には、法人も含まれる。

問題 4. 外為法では、日本人は常に「居住者」として取り扱うことになっている。

問題 5. 貨物の該非判定を行う場合は、①外為令別表、②貨物等省令、③運用通達の 3 つの法令をチェックすればよい。

問題 6. 外為法では、たとえば輸出許可が必要な炭素繊維（価格 1 億円）を無許可で輸出した場合、輸出者に対して、5 億円までの罰金を科すことができる。

問題 7. 大阪の工作機械メーカーが、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する工作機械 1 台（総価額 5, 000 万円）を英国にある航空機メーカーに輸出する場合、英国は、輸出令別表第 3 の地域（ホワイト国）なので、輸出許可は不要である。

問題 8. 東京にある電機メーカー A は、中国にある子会社 B に輸出令別表第 1 の 7 の項（1）に該当する集積回路 X（価額 50 万円）と輸出令別表第 1 の 7 の項（7）に該当する高電圧用コンデンサ Y（価額 60 万円）を輸出することになった。この場合、電機メーカー A は、輸出令第 4 条第 1 項第四号の少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。なお、輸出令別表第 1 の 7 の項（1）及び輸出令別表第 1 の 7 の項（7）は、いずれも告示貨物ではない。

問題 9. 厚生労働省の職員が、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項（1）に該当するウイルスを研究目的で、アメリカの研究機関に輸出する場合、輸出許可は不要である。

問題 1 0. 東京にあるメーカーAの技術部長は、来週、フランスに出張する予定である。その際、自己使用目的のために外為令別表の7の項に該当するソフトウェアをインストールしたパソコン（リスト規制非該当）を持ち込み、出張先のパリのホテルで使用する予定である。この場合、外為令別表の7の項に該当するソフトをフランスに持って行くので、役務取引許可が必要である。

問題 1 1. リスト規制に該当する技術であっても、図面2, 3枚程度であれば、非居住者に提供しても、その図面を利用してリスト規制該当貨物は製造できないので、役務取引許可は不要である。

問題 1 2. 経済産業大臣は、外為法第25条第1項に違反した者に対し、行政制裁を科すことができる。

問題 1 3. 税関は、リスト規制に関係する貨物を輸出しようとする者が外為法第48条第1項の規定による許可を受けているか又は受ける必要がないかを確認する義務はない。

問題 1 4. 輸出管理に関する監査は、業務部門が忙しくない時期に実施するのが効率的であり、定期的な実施する必要はない。また、監査実施後、法的に問題があった場合でも内容に応じて、最高責任者に報告をすればよい。

問題 1 5. 中華人民共和国は、すべての国際輸出管理レジームに参加している。

問題 1 6. 防衛装備移転三原則とは、全ての国向けに武器の輸出を認めないことである。

問題 1 7. 東京の貿易会社Aは、中国のメーカーBから、輸出令別表第1の16の項に該当する鋼材Xを購入したところ、すぐに中東にあるメーカーCより、鋼材Xを購入したいと連絡を受けた。用途を確認したところ、戦車の部品を製造すると連絡を受けた。なお、鋼材Xは、メーカーBからメーカーCに直接輸出される。この場合、貿易会社Aは、法的に仲介貿易取引許可は不要である。

問題 1 8. 個別の輸出許可申請は、仕向地によっては時間がかかるので、契約書ではなく見積書を提出することでもできる。

- 問題 19. 居住者が、リスト規制に該当する技術を非居住者に口頭で提供する場合は、役務取引許可が必要である。
- 問題 20. 東京にある貿易会社Aは、来月から1年間、毎月、中国にある日系の自動車部品メーカーBに輸出令別表第1の5の項に該当する合金を1トン輸出する予定である。この場合、貿易会社Aは、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得するとよい。
- 問題 21. 大阪にあるメーカーAでは、輸出予定の製品の該非判定について不明な場合、管理職である営業部長が、該非判定の最終判断をすることになっている。メーカーAの輸出管理体制は適切である。
- 問題 22. 東京にあるメーカーAは、毎月、アメリカとフランス向けに2、3回程度の輸出しか行っていない。この場合、メーカーAは、外為法第55条の10第1項の「業として行う者」にはあたらないので、輸出者等遵守基準を定める省令に従った内部管理を行う必要はない。
- 問題 23. 東京にあるA大学院では、最先端のロボット技術を扱っているが、大学院には、憲法第23条により「学問の自由」が保障されている。したがって、A大学院では、輸出管理を行う必要はない。
- 問題 24. 東京にあるメーカーAは、外国ユーザーリストに掲載されている中国の企業Bから、自社の社員寮で使用するというので、輸出令別表第1の16の項に該当する温水洗浄便座10セットの注文を受けた。この場合、用途は民生用途なので、キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請は不要である。
- 問題 25. 大阪にある塗料メーカーAは、中国にあるメーカーBから、輸出令別表第1の16の項に該当する塗料2トンの注文を受けた。用途を確認したところ、軍艦の塗装に使用すると電子メールを受けた。この場合、塗料メーカーAは、通常兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請は法的に不要である。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
少額特例	輸出令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者や用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。

平成27年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第32回)

(STC Associate)試験問題